

職務分掌規程

(目的)

第1条 この規程は、業務の合理的な運用を図るための業務分掌を規定する。

(代表取締役)

第2条 代表取締役の職務を以下とする。

- 会社全般的業務の執行と全般業務の総合管理
- 株主総会の議事運営に関する事項
- 取締役会の議事運営に関する事項
- 決裁に関する事項
- 対外的代表責任者に関する事項
- 財務、税務に関する事項
- 予算、決算に関する事項
- 職員の任命異動等の人事事項事務に関する事項
- 車輛、設備等の管理に関する事項
- 会社経営上重要な事項

(常務取締役)

第3条 常務取締役の職務を以下とする。

- 全般業務に関する総括管理
- 会社経営上代表取締役を補佐すべきその他の事項
- 見積り、受注から代金回収に関する事項
- 得意先の開拓、保守及びこれらの管理に関する事項
- 事業計画の策定及び実施に関する事項
- 製品販売に関する事項
- その他、営業に付随する事項

(生産技術部)

第4条 生産技術部の職務を以下とする。

- 生産に関する事項
- 技術開発に関する事項
- 施設及び設備の点検、整備、維持に関する事項
- 製品の品質管理及び製品管理に関する事項
- その他、これらに付随する事項

(改 廃)

第 5 条 この規程の改廃は、常務取締役が起案し、取締役会の決議による。

付 則

この規程は、平成 28 年 5 月 2 日より実施する。